

新型コロナウイルス感染症関連の対応について

お客様からよくいただく質問を以下にまとめました。

1 新型コロナウイルス感染症に感染し、イベント／搭乗／旅行をキャンセルした場合、補償の対象になりますか。

<2023年5月8日以降に感染が確認された方>

はい。医療機関に通院のうえ新型コロナウイルス感染症の感染が確認され、医師から指示された自宅等での隔離・療養期間にイベント日／搭乗日／旅行出発日／チェックイン日が含まれておりキャンセルした場合、補償の対象となりますので「ご本人の通院」でお手続きください。イベント日、最終搭乗日、出発日以降にポータルサイトからお手続きをお願いいたします。ご契約日、発症日にかかわらず、5月8日以降に感染が確認された方が対象です。お手続きには、隔離・療養期間等が確認できる以下の書類が必要です。

◆新型コロナウイルス感染症陽性との判定により医療機関が発行した診断書で療養期間が確認できるもの（診断書取得費用は実費 3,000 円まで弊社が負担します。領収証が必要です）

<2023年5月7日までに感染が確認された方>

はい。新型コロナウイルス感染症に感染し、陽性と診断され、それにより医師や保健所等から指示された自宅等での隔離・療養期間にイベント日／搭乗日／旅行出発日／チェックイン日が含まれておりキャンセルした場合、補償の対象となりますので「ご本人の入院」でお手続きください。イベント日、最終搭乗日、出発日以降にポータルサイトからお手続きをお願いいたします。

お手続きには、隔離・療養期間等が確認できる以下のいずれかの証明書類が必要です。

◆新型コロナウイルス感染症陽性との判定により医療機関が発行した診断書（診断書取得費用は実費 3,000 円まで弊社が負担します。領収証が必要です）

または

◆自治体・保健所発行の療養証明書等（My-HER-SYS 等）

ポータルサイトは[こちら](#)

2 濃厚接触者ですが、補償対象になりますか。

感染されたご本人以外はご請求の対象とはなりません。ただし、ご契約の商品に「同伴者事由」がある場合、感染されたご本人以外に同一契約内の1名分がご請求の対象となります。濃厚接触者の方の感染が確認された場合は、上記1に準じます。

3 感染が怖いのでイベント／搭乗／旅行をキャンセルしたら補償対象になりますか。

いいえ。新型コロナ感染症感染への懸念により、ご自身の判断でキャンセルした場合は補償の対象になりません。中止、欠航、運休等で代金の払戻しを受けた場合は保険料をご返還します。

4 ワクチン接種でキャンセルした場合、補償対象になりますか。

いいえ。新型コロナ感染症のワクチンの接種によりキャンセルした場合は、補償の対象になりません。

5 航空会社や主催者側が新型コロナ感染症を理由に中止、延期、欠航した場合はどうなりますか。

ご契約対象のイベントが中止、延期、ご契約対象の航空券の欠航・運休、ご契約対象のご旅行・ツアーの催行中止により、主催者、航空会社、旅行会社から代金の払戻しを受けた場合は保険料をご返還します。保険料返還までは1～2か月お時間をいただきます。

6 中止・欠航にはならなかったが、コロナウィルス感染拡大を理由に特別に払戻しされた場合は？

欠航、旅行催行中止とならず、新型コロナ感染症感染拡大を理由に主催者や航空会社等から希望者に対し本来発生すべき取消料を免除して代金が払戻しされた場合、保険についてはポータルサイトより保険料返還手続きを行ってください。

ポータルサイトは[こちら](#)

7 旅行先での目的のイベント、用事等が中止になり航空券をキャンセルした場合、補償対象になりますか。

いいえ。イベント、試合、大会、行事等が中止されたことにより、その開催地に移動するために予約していた航空券、旅行をキャンセルされた場合、補償の対象にはなりません。ただし、ご契約の補償内容に「イベント催行中止」担保特約が付帯されている場合はこの限りではありません。

8 外出自粛のため旅行や搭乗をキャンセルした場合、補償対象になりますか。

いいえ。外出自粛、自宅待機勧告によりキャンセルした場合は補償の対象になりません。感染された場合は、1 に準じます。